

令和5年度 雄武町住民税非課税世帯等臨時 給付金（追加分）のお知らせ

雄武町住民税非課税世帯等臨時給付金（追加分） **（1世帯あたり7万円）**
は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から12月までに家計急変の
あった世帯を支援する給付金です。

※給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

給付金の支給時期

雄武町が確認書(または申請書)を受理
した日から2週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月～12月の収入が減少
して、**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

確認書による手続きが必要です

**雄武町から確認書が届きます
(要返送)**

令和5年12月1日時点で雄武町に住民登録の
ある世帯主に、**2月上旬から中旬**にかけて町
から文書及び確認書を送付します。

詳しくは裏面「1」へ

申請書による手続きが必要です

**申請期間：令和6年 2月 1日（木）
～令和6年 3月11日（月）**

令和5年12月1日時点で雄武町に住民登録の
ある世帯主が申請することができます。

【申請書配布先】
雄武町福祉給付課社会福祉係



詳しくは裏面「2」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

1 令和5年度市町村民税均等割が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から雄武町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、雄武町から給付内容や確認事項が書かれた**確認書が届きます。**
- 中身を確認して、同封の返信用封筒で**返送ください。**
【確認事項】
 - ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
 - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要です。**
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類（住民税非課税証明書など）と一緒に町福祉給付課社会福祉係に**直接または郵送で提出ください。**
【申請書は雄武町福祉給付課社会福祉係窓口で配布しています。】

2 予期せず令和5年1月から令和5年12月までの家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、雄武町福祉給付課社会福祉係にお問い合わせ下さい。）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要です。**
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに町福祉給付課社会福祉係の窓口に、**直接または郵送で提出ください。**



! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

- **!** 雄武町住民税非課税世帯等臨時給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

雄武町福祉給付課社会福祉係 **☎84-2023**

受付時間 平日 8:30~17:15